

## 羽村市障害者（児）理容等サービス費用助成実施事業の概要

### 1 理容等サービス費用助成実施事業とは

障害のある人が、理容又は美容のサービスを受けた場合、市がその費用の一部を助成することにより、障害のある人の生活の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

### 2 支給根拠

#### 羽村市障害者（児）理容等サービス費用助成実施事業要綱

### 3 対象者及び支給金額

共通項目	共通項目に加え、 以下の一つに要該当	助成額（いずれかを選択）	
		理容利用券	美容利用券
身体障害者手帳2級以上又は愛の手帳2度以上の交付を受けている者	障害の内容は肢体不自由（上肢機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害）の2級以上のもの	1枚につき1回のサービス（4,500円相当分を上限）が受けられる利用券を、毎年度6枚交付	1枚につき1,000円相当分のサービスを受けることができる利用券を、毎年度24枚交付
	常時寝たきりのもの		
	前年度の市民税課税額が非課税のもの（対象者が20歳未満である場合は、扶養義務者の市民税課税額が非課税のもの）		

※寝たきり等の理由により指定店に行くことができない者であって、市長がとくに認めたものについては、出張サービス券（年6枚）を交付する。

※以下の場合は支給の対象とならない。

医療機関に入院又は施設等に入院している場合は対象外としている。

### 4 対象者数

353人（令和7年6月末時点）

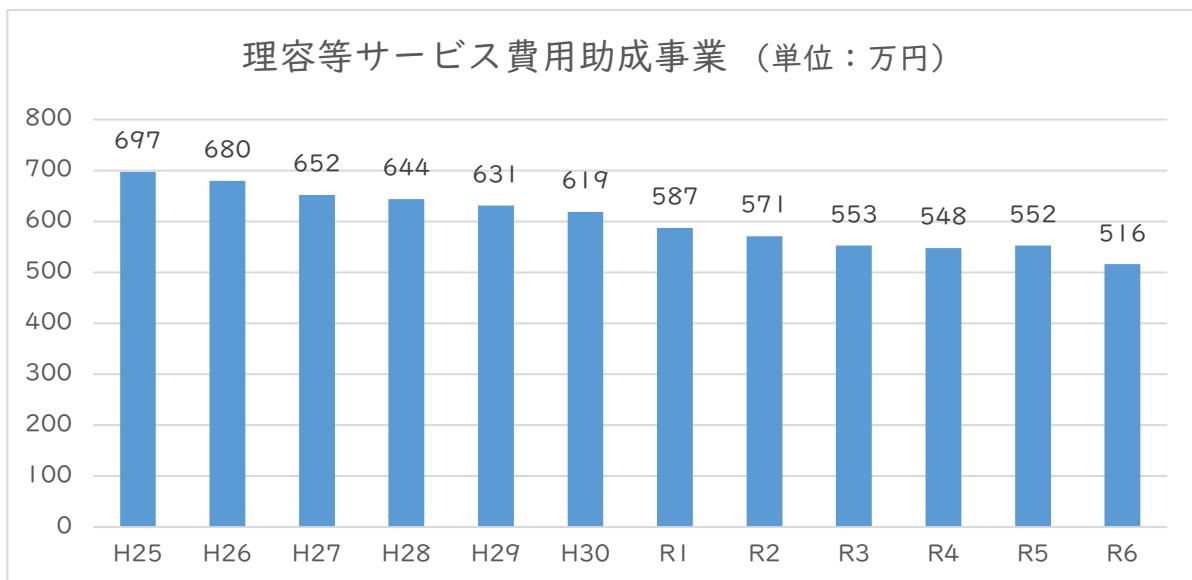
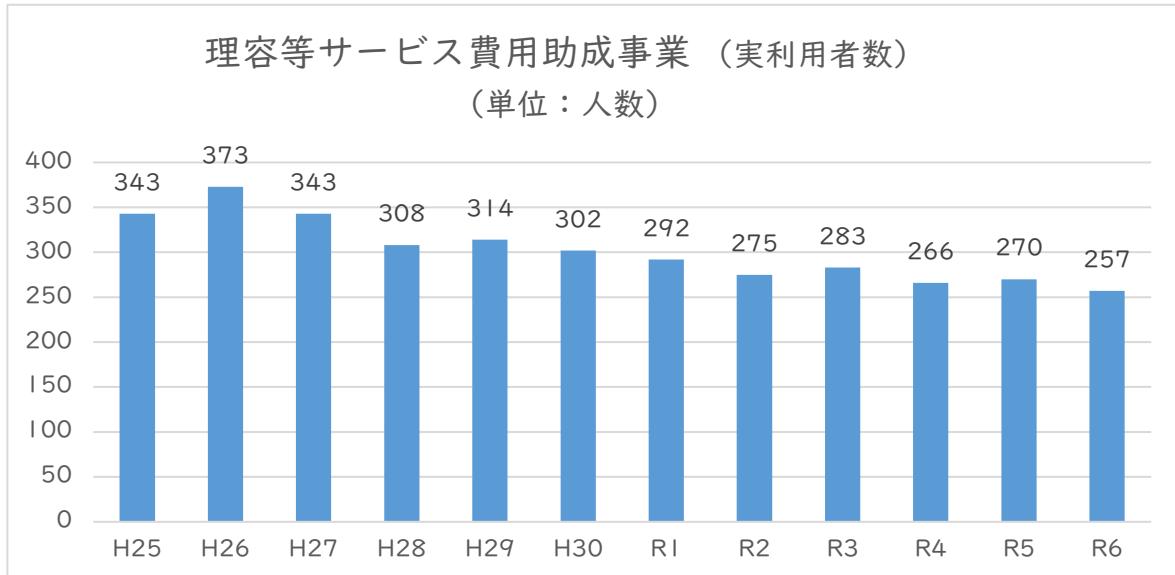
### 5 他市の状況

詳細は資料3-1のとおりである。

26市のうち、同様の助成を行っている自治体は6市である。

## 6 理容等サービス費用助成実施事業の利用状況

利用状況は、緩やかな減少傾向が続いている。



## 7 これまでの経過について

障害のある人の生活の向上と衛生上の問題を考慮し、昭和59年度に事業を開始し、平成18年度に、理容・美容券の金額などについて現状と同様の助成内容とした。平成25年度に、必要性の高い人への支援とすべきであるとの考えから、対象者要件を身体障害者手帳の等級要件に加え、「肢体不自由2級以上」「常時寝たきりのもの」「非課税のもの」のいずれかに該当することとし、出張サービスの利用者については、「身体上の理由等により」から、「寝たきり等の理由により」とした。現在、契約している理容・美容事業者は64件である。

## 8 審議について

理容等サービス費用助成については、重度の身体障害や知的障害のある人を対象としており、それに加えて、肢体不自由や寝たきり状態、もしくは市町村民税非課税であることを要件としている。

昭和 50 年代の、障害のある人に対する支援が非常に限られていた頃から継続してきた助成であり、障害のある人にとって、理容・美容サービスが受けやすくなるための施策であったと考えられる。

障害のある人をめぐる時代背景は変化し、平成 28 年には障害者差別解消法が施行され、障害を理由に、正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限したり、障害のない人には付けない条件を付けることなどが禁止とされた。さらに、令和 6 年 4 月の改正で、合理的配慮の提供が民間事業者にも義務化された。

経済的側面の支援としては、障害の等級や所得などに応じて、各種の手当支給や助成が実施されている。また、社会参加や移動を支援する障害福祉サービス等が充実し、様々な支援を受けられる環境が整ってきている。

こうした背景から、理容等サービス費用助成は、「理容又は美容のサービスを受けた場合、市がその費用の一部を助成することにより、生活の向上と福祉の増進を図る」という目的については、一定の到達をしていると考えられる。

これらの状況等を踏まえ、助成の必要性や公平性などの観点から、今後の在り方についてご審議いただきたい。